

街歩き

街並み生い立ち

港町横浜と佐世保

都市デザイナー

西脇 敏夫

〈横浜編〉

「街並み生い立ち 街歩き」
執筆テーマ

- ① 街並みの生い立ちを歩く
〈横浜編〉
- ② 大通り公園
- ③ 都心プロムナード
- ④ くすのき広場と横浜市庁舎
- ⑤ 横浜公園と日本大通り
- ⑥ 日本大通りの建物たち
- ⑦ 開港広場
- ⑧ 山下公園通り
- ⑨ 横浜人形の家
- ⑩ 元町、中華街、馬車道、伊勢佐木町
- ⑪ 港の見える丘公園周辺
- ⑫ 外国人墓地、元町公園周辺
- ⑬ 「山手公園」「山手イタリア山庭園」周辺
- ⑭ 歴史を生かしたまちづくり
〈佐世保編〉
- ⑮ 佐世保の街づくり
- ⑯ コンパクトシティ佐世保
- ⑰ ミネモリ四ヶ町商店街
- ⑱ 心やさしい海辺のまち
(テーマは予定です。変更となる場合もあります)

13. 「山手公園」「山手イタリア山庭園」周辺

坂道

「元町公園」から「山手本通り」に沿って歩くと、「代官坂」や「汐汲坂」などの坂道があります。「山手本通り」は丘陵の尾根を通っていますから、交差する道の多くは坂道で全て下り坂になります。それぞれの坂道には愛称名がついており、その名称を彫った標識が立っています。

横浜市は、市民が昔から日常的に使用してきた道路や坂道の名前を愛称として認定し、1978(昭和53)年よりその愛称の標識を現地に設置しています。坂道については御影石製のものと金属製のものがあります(写真1)。



写真1 坂名標識。左御影石製、右金属製

フェリス女学院

「山手本通り」沿いは低層の住宅地が続いていますが、「汐汲坂」を過ぎると左手に昭和初期に建てられた「山手46番館」(写真2)があり、右手に「フェリス女学院中高等部一号館」(写真3)があります。「フェリス女学



写真2 山手46番館



写真3 フェリス女学院中高等部一号館

院」は、この地では1875(明治8)年に木造校舎で開校していますが、現在の建物は、震災後の復興で1929(昭和4)年に建てられた鉄平石貼りの鉄筋コンクリート造です。

カトリック山手教会聖堂

関東大震災後の1933(昭和8)年に、チェコ出身のJ. J. スワガーの設計で建てられたネオゴシック様式の建物です。震災前は、1906(明治39)年に建てられた双塔があるレンガ造のゴシック風建物だったそうです。

ひときわ高い塔状の屋根を持つ鐘塔は山手のランドマークの一つになっています(写真4)。

教会の正面左手には、コンクリート打ち放しの司祭・信徒館が建っ



写真4 カトリック山手教会聖堂



写真5 旧カトリック山手教会司祭館

ていますが、ここには以前、教会の司祭住宅として使われていた洋館が建っていました(写真5)。建て替えに伴って「イタリア山庭園」に「ブラフ18番館」として移築再建されています(写真9)。

カトリック横浜司教館別館

聖堂の手前にあるこの建物は、1927(昭和2)年に外国人向けの貸家として建てられたといわれています(写真6)。



写真6 カトリック横浜司教館別館

カトリック横浜司教館

聖堂の敷地の奥にあるこの建物は、1910(明治43)年に妻木頼黄の設計で建てられ、1937(昭和12)年に戸塚からここに移築された山手では数少ない明治の建物です。

山手公園

本通りから少し外れますが、「山手教会聖堂」脇の道を「フェリス女学院大学」の前を歩いてしばらく行くと、大きな樹林につつまれた「山手公園」があります。この公園は1870(明治3)年に横浜居留外国人によってつくられ、日本初の洋式公園として開園しました。以来80年間、外国人専用の公園として使われ、1876(明治9)年に日本でテニスが初めてプレーされています(写真7)。

1879(明治12)年には日本で初めてヒマラヤスギが植えられ、ここから全国に広まっていきました。



写真7 山手公園

1944(昭和19)年に国より横浜市に移管され、戦後は市民のスポーツと憩いの公園として利用されることになり、1998(平成10)年には「横浜山手テニス発祥記念館」も開設されています。

公園の管理事務所の建物は、1934(昭和9)年に建てられた山手68番館を1986(昭和61)年に移築し活用しています(写真8)。



写真8 山手公園管理事務所(旧山手68番館)

山手イタリア山庭園

「イタリア山庭園前」のバス停を右に曲がると「山手イタリア山庭園」があります。この公園は、全体が1998(平成10)年に開園した山手地区の大きな公園の中では最も新しい公園です。

この場所は、未利用の状態で長く立ち入ることの出来ない国有地でした。高台にあるため広く眺望が開け

る敷地は高低差があり、大きく上中下の3段に分かれています。

横浜市は、地形を生かした山手らしい庭園にする構想で国より土地を取得しました。そして逐次「ブラフ18番館」と「外交官の家(旧内田家住宅)」の西洋館2棟の移築と、洋式庭園の整備を行い、段階的に開園してきました。この地が1880(明治13)年から6年間、イタリア領事館が置かれていたことから「イタリア山庭園」と命名しています。

ブラフ18番館

初めの整備は、1991(平成3)年まで「カトリック山手教会」の「司祭館」として使用されていた建物が建て替えられることから(写真5)、横浜市がその部材の寄付を受けて、下の段に付属棟を設けて移築復元し、1993(平成5)年「ブラフ18番館」としてオープンしました(写真9)。



写真9 ブラフ18番館

コラム

山手地区景観風致保全要綱

「山手地区」は、1941(昭和16)年に都市計画法の「風致地区」に指定されていましたが、「風致地区取締規則」には形態に関する条項がなかったために、1969(昭和44)年頃からマンション等の中高層建築物の建設計画が相次ぎました。低層の建物と緑被率の高い良好な環境の住宅地に、規模の大きい高層マンションが出現すると、外人墓地を中心とする山手の景観と港の眺望が破壊される恐れが出てきたのです。市民からも「山手の景観を守ろう」という声が寄せられました。

このため横浜市は、「山手地区」

の貴重な景観や風致は全市民の共有財産であるという考え方から、各種法律や条例の枠にとられないでこの地区独特の景観の保全と眺望の確保をはかるため、1972(昭和47)年に「山手地区景観風致保全要綱」を制定しました。そして、「山手地区」内の開発行為や建築行為などについて、関係部署が連携をしながら独自の行政指導を実施することとしました。

この「保全要綱」の内容の特色は概ね次のとおりです(図1)。

①山手風致地区及びその周辺を、景観風致を保全する「保全区

域」、外人墓地を中心とする区域を「特別保全区域」として現状の景観を保全する。

②港や市街地の眺望の勝れている地点を「景観基準点」と設定し、そこからの眺望を確保するために保全区域内の建築物の高さなどを規制する。

③建築基準法で特例許可できる建築物の用途を、日用品店や観光施設付近での喫茶店・食堂などに限定するとともに、その建蔽率を法定基準値の1/2以下に制限する。

④喫茶店などの兼用住宅が立地出来る区域を、主要道路沿いに限定する。

⑤建築物の申請について、関係部署からなる専門機関を設置

外交官の家(旧内田家住宅)

その後、東京渋谷の高台にある1910(明治43)年に建築された西洋館が、マンション計画により取り壊わされるという情報が入りました。明治の外交官内田定槌の邸宅で、アメリカ人建築家ジェームス・ガーディナー設計による塔屋付き木造2階建の貴重な住宅であることが分かりました。山手にはほとんど残っていない明治時代の建物でもあることから、横浜市が寄贈を受け、1997(平



写真10 外交官の家



写真11 洋式公園

成9)年に「外交官の家(旧内田家住宅)」として上の段に移築復元をした建物です(写真10)。同年、国の重要文化財に指定されています。

中段の土地は、水路や花壇を幾何

学的に配置した洋式庭園として整備をしています(写真11)。花壇には姉妹都市リヨンから贈られたバラの花もあります。

し、法律などの手続きに先行して審査調整する。

このような要綱は横浜市としては初めての試みでしたが、制定された翌1973(昭和48)年には、「山手地区」の大半が「第一種住居専用地区」に指定され、中・高層建築物は制限されることになりました。

「山手地区」は用途地域規制に加えて、地区全体の景観、眺望、風致の保全を目的としたこの要綱が運用され、開発行為、建築行為、樹木などの伐採行為に対する規制誘導が、風致地区指定による規制誘導とリンクして行われ、優れた環境水準が維持されてきました。

しかしこのような港が見える



図1 山手景観風致保全要綱図

丘の上に広がる、緑豊かな住宅地であることは、一方で観光地となつて大勢の来街者が訪れ、交通問題やプライバシー問題などを生じることにもなりました。

そのために街づくりについて行政を交えての住民の話し合いも重ねられ、1998(平成10)年には「山手まちづくり憲章」が作られています。

横浜共立学園

「山手本通り」の「地蔵坂」上からもう少し行き、右手に少し入ると「横浜共立学園」があります。ここの本校舎は、ヴォーリスの設計により1931(昭和6)年に建てられた建物です。道路からは垣間見える程度ですがハーフティンバーの独特なデザインの木造校舎です。

この他、「山手地区」には多くの西洋館がありますが、ほとんどは個人住宅として生活をしている建物ですから、街歩きは迷惑がかからないように道路からそっと雰囲気を楽しむ程度で楽しむ必要があります。

「イタリア山庭園」の「ブラフ18番館」の裏手にある出入り口から「大丸谷坂」を下っていくとJR根岸線「石川町駅」に出ます。

「山手地区」の落ち着いた住宅地としての特徴と魅力を守り、一般の観光地のように商業施設が建ち並んでその価値を損なうことを避けるために、横浜市では以前より「山手地区景観風致保全要綱」という独自の制度を設け運用しています(コラム参照)。

今回で横浜の港町街歩きは一段落とします。

今回は、横浜の街並づくりに大きく関わっている「歴史的建造物の保存」とそれを街づくりに生かすための横浜独自の取り組み「歴史を生かしたまちづくり」について紹介して「横浜編」を終了します。

(参考文献)

1. 「港町・横浜の都市形成史」(編集発行: 横浜市企画調整局)
2. 「都市の記憶—横浜の近代建築(Ⅱ)」(企画: 横浜市都市計画局都市デザイン室 発行: 横浜市歴史的資産調査会)

3. 「SD 都市デザイン—横浜—その発想と展開」(編集: SD編集部 発行: 鹿島出版会)

にしわき・としお

早稲田大学・同大学院建築学科で学んだ後、大高建築設計事務所、武建築計画研究所で多摩NT計画、港北NT計画、再開発計画、観光開発計画、建築設計などに携わった。

36歳の時(1976年)、横浜市役所にアーバンデザイン担当主査として招聘される。都市デザイン室長、都市企画部長、都心部整備部長などを歴任し、「関内地区」「山手地区」「横浜駅周辺地区」「みなとみらい21地区」「金沢シーサイドタウン地区」「港北ニュータウン地区」「市民まちづくり」「歴史を生かしたまちづくり」「水と緑のまちづくり」「ライトアップなど都市空間演出」「デザイン都市横浜に向けた活動」等々、22年半に亘り横浜市の街づくりに携わり、都市デザインの具体的な実践活動を展開した。

59歳の時(1999年)、佐世保市役所に佐世保市理事(都市デザイン担当)として招聘され、7年間、海と緑に抱かれた心優しい街の都市デザインに取り組む。

首都圏と地方との二つの自治体、コンサルタント、事業者など、異なる立場から都市や建築に関わり、都市デザインを実践してきた。様々な公的委員や大学非常勤講師を歴任。講演、論文、著書、活動成果に対する受賞などがある。